

調布市子ども・若者等チャット相談事業における個人情報の取扱いについて

調布市は、当事業の利用者に関する個人情報を下記のとおり取り扱います。

記

1. 利用目的

調布市は、相談内容等を踏まえた必要な支援を行うため、個人情報を以下の目的のために利用します。

- (1) 支援の実施に向けた方策の検討
- (2) 利用者への連絡

2. 個人情報の提供

調布市は、子ども・若者支援推進法第15条第1項各号に掲げる支援及び支援の実施に向けた情報共有や協議等を行うため、個人情報を以下の機関・団体へ提供することがあります。

- (1) 調布市子ども・若者支援地域ネットワーク構成機関
- (2) その他、利用者から同意を得た機関・団体

3. 取り扱う個人情報の範囲

本件で取り扱う個人情報には、当事業において提供を受けた情報と、相談内容を含みます。

○子ども・若者育成支援推進法（平成21年7月8日号外法律第71号）

第15条第1項各号（関係機関等による支援）

- 一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。
- 二 医療及び療養を受けることを助けること。
- 三 生活環境を改善すること。
- 四 修学又は就業を助けること。
- 五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

第24条（秘密保持義務）

協議会の事務（調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。）に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。